

第7章 屋外広告物の表示等

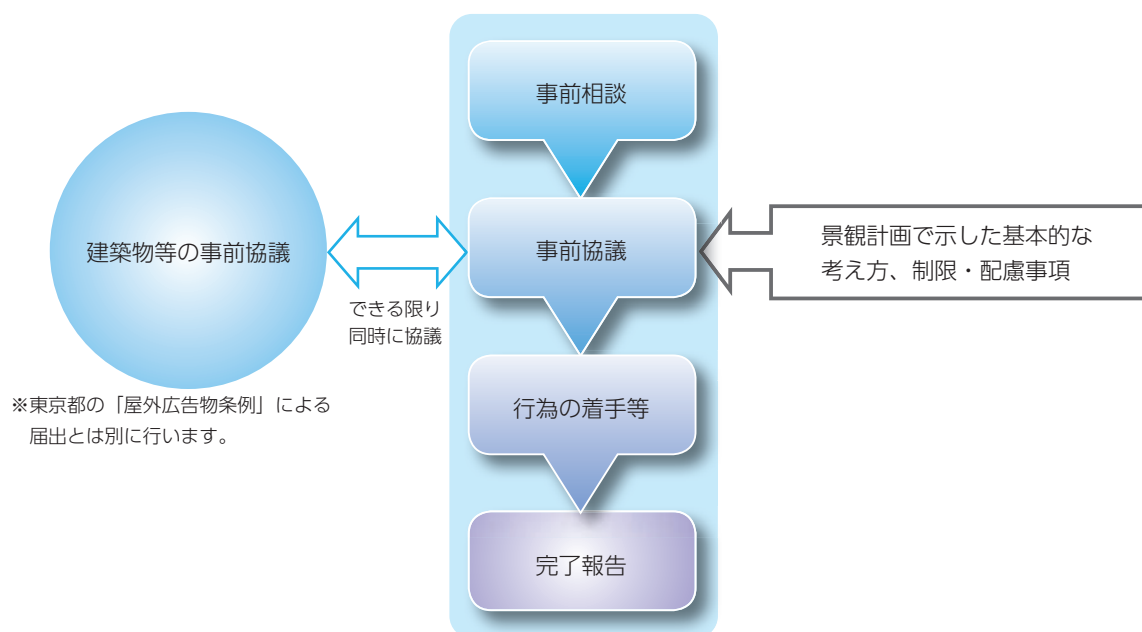


第1 事前協議

区では、東京都屋外広告物条例⁶²の許可手続きとは別に、事前協議を実施し、景観計画²に基づく景観形成への配慮や工夫などの相談・指導に取り組みます。広告物の表示・設置後は、完了報告を実施します。

また、建築等の事前協議の際、屋外広告物の計画がある場合には、できる限り同時に事前協議します。事前協議の対象は、東京都屋外広告物条例に基づき、設置の許可を必要とする屋外広告物とします。

図表 7-1 事前協議の基本的な流れ（屋外広告物）



2 景観計画：8ページ参照

62 東京都屋外広告物条例：屋外広告物法に基づく規制や都民の創意による自主的な取り組みなどの必要な事項を規定し、良好な景観の形成や風致の維持等を目的とした条例

第2 屋外広告物の表示等の基本的な考え方

良好な景観形成を推進するために、適正な屋外広告物の表示・掲出に向けた基本的な考え方を示します。

- 屋外広告物は、東京都屋外広告物条例により許可が必要なものととも、自家用や公共のものを含め、位置や規模、色彩などのデザインが地域の特性を踏まえた良好な景観の形成に貢献するようにします。
- 墓園や大規模な公園の周辺、神田川沿川では、歴史や文化、地形・みどり、建築物などの景観要素と調和するように配慮します。
- 歴史的・文化的な建築物などの景観資源周辺では、歴史・文化の趣や雰囲気を残した街並みの形成に配慮します。
- 大規模建築物や高層建築物での屋外広告物は、景観形成に対する影響が大きいことから、表示の位置や規模について十分に配慮します。
- 幹線道路では、道路の再整備や周辺のまちづくりなどの機会にあわせて、屋外広告物の表示に関する地域ルールなどを作成し、地域の特性を踏まえた風格ある景観を形成します。
- みどりや歴史・文化など景観資源が集まる地区では、良好な景観を阻害する野立て看板などが掲出されないよう案内広告を集約化するとともに、色彩等のデザインは周辺環境との調和に配慮します。
- 地域の魅力を高める屋外広告物は、大規模で過剰なものの掲出ではなく、地域の特性を踏まえ、統一的な美しく落ち着いたものであるという視点に立ち、地域ルールを活用した景観形成を推進します。
- 屋外広告物の設置後は、適正な維持・管理を実施し、破損や老朽化、未使用の広告物については速やかに必要な対策を講じます。
- 屋外広告物に類似した窓面内側からの広告の掲出についても、建築物全体の色彩や意匠、周辺の街並みとの調和に配慮します。

第3 制限等に関する事項

景観形成特別地区での屋外広告物の表示・掲出に係る制限事項を示します。（景観法第8条第2項第4号イ関係）

屋外広告物の計画・設計にあたっては、地域の景観特性や周囲との調和に配慮すべき事項を定めた「豊島区景観形成ガイドライン 屋外広告物編」を参照してください。

1 六義園周辺景観形成特別地区

(1) 表示等を制限する範囲（規制範囲）

○六義園周辺景観形成特別地区内で、かつ、地盤面から20m以上の部分を規制範囲とします。

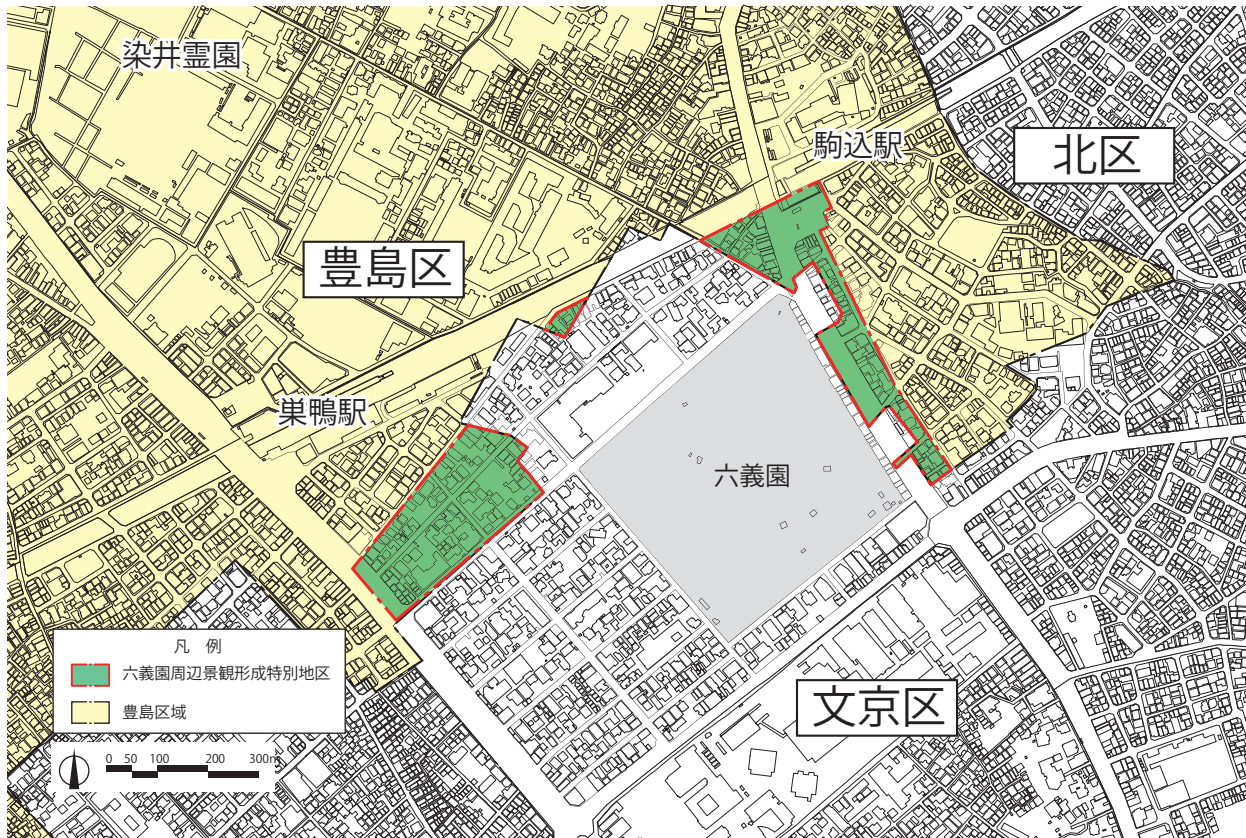
(2) 規制範囲内で表示できる屋外広告物

○自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）、公共公益目的の広告物、非営利目的の広告物に限り、下記の図表の基準によって、表現できるものとします。

図表 7-2 表示等の制限事項（六義園周辺景観形成特別地区）

区分	表示等の制限に関する事項
屋上設置の広告物	○地盤面から 20 m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、または設置できません。
建物壁面の広告物	○地盤面から 20 m以上の部分では、広告物に光源を使用できません。
広告物の色彩	○建物の壁面のうち、高さ 20 m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、六義園の景観と調和した低彩度色を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度を次のとおり定めます。 <色相> 0.1R ~ 10R 0.1YR ~ 5Y 5.1Y ~ 10G 0.1BG ~ 10B 0.1PB ~ 10RP <彩度> → 5 以下 → 6 以下 → 4 以下 → 3 以下 → 4 以下
表示等の制限の例外	○建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限に関わらず、表示ができます。

図表 7-3 区域図（六義園周辺景観形成特別地区）



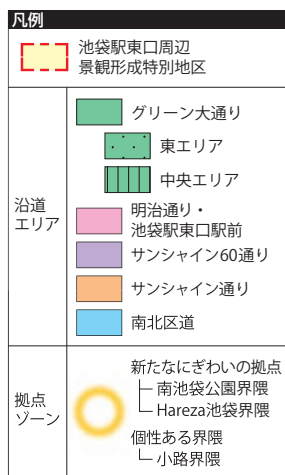
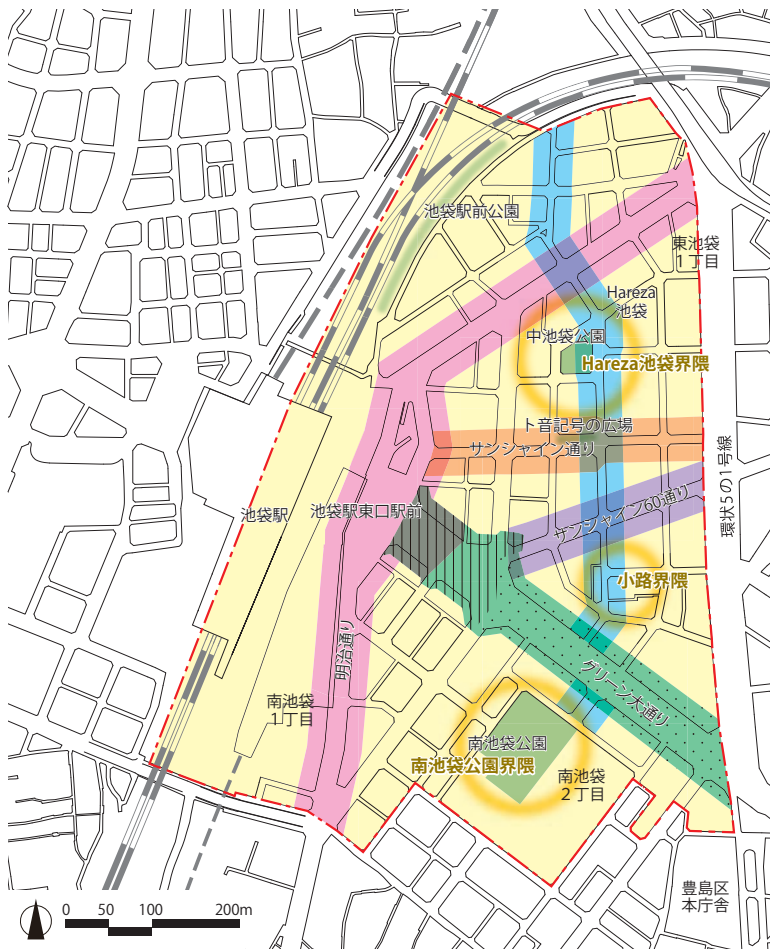
2 池袋駅東口周辺景観形成特別地区

- 屋外広告物を設置する場合は、沿道の風紀や美観を損なわないものとします。
- 建築物の壁面を利用する屋外の広告板は集約化の工夫を図ります。
- 屋外広告物に類似した窓面の内側からの掲出についても、建築物全体の色彩・意匠及び周囲の街並みとの調和に配慮します。
- 以上の他、地区内の各エリア・ゾーンの特性に応じて下記の図表で掲げる事項に配慮します。

図表 7-4 表示等の配慮事項（池袋駅東口周辺景観形成特別地区）

エリア・ゾーン			配慮事項
沿道 エリア	グリーン 大通り	東エリア	○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板の掲出を控える。 ○並木の高さを超える部分への突出広告、壁面広告の掲出を控える。
		中央エリア	○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。 ○並木の高さを超える部分への突出広告、壁面広告の掲出を控える。
	明治通り・池袋駅東口駅前		○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。
	サンシャイン 60 通り		○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。 ○屋外広告物は、低層部に集約するとともに、建築物の形態に応じた表示とする。
	サンシャイン通り		
	南北区道		
池袋駅東口周辺（共通）			
拠点 ゾーン	新たな賑わいの拠点	南池袋公園 界限	○屋外広告物を設置する場合は、南池袋公園を中心とするみどり豊かな景観を活かす意匠となるよう工夫する。 ○南池袋公園からの眺望に影響する中高層部や屋上部分での広告塔・広告板、壁面広告、突出広告の掲出を控える。
		Hareza池袋 界限	○屋外広告物を設置する場合は、新たな文化とにぎわいの舞台として質の高い意匠となるよう工夫する。 ○中池袋公園からの空間の広がりに影響する中高層部や屋上部分での広告塔・広告板、突出広告の掲出を控える。 ○屋外広告物は、低層部に集約するとともに、建築物の形態に応じた表示とする。
	個性ある界限	小路界限	○屋外広告物を設置する場合は、横丁の風情を創出する意匠となるよう工夫する。 ○隣接する建築物と広告物の位置や大きさ等を揃え、横丁のスケールに調和した表示とする。

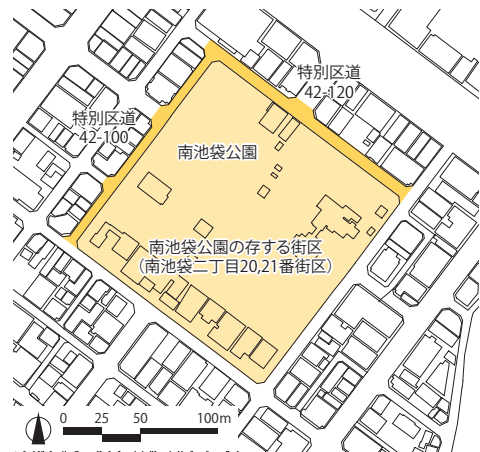
図表 7-5 区域図（池袋駅東口周辺景観形成特別地区）



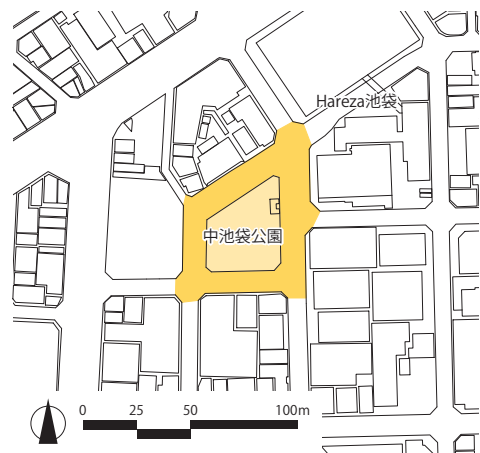
グリーン大通り五差路交差点 詳細図



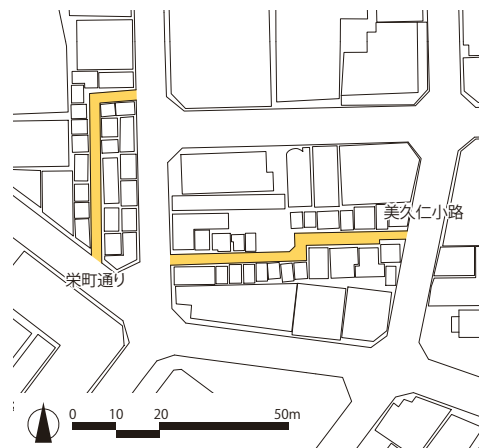
南池袋公園境界 詳細図



Hareza 池袋境界 詳細図



小路境界 詳細図



3 雑司が谷地域景観形成特別地区

- 歴史や文化が感じられる街並みに調和した色彩や素材の屋外広告物を基本とし、雑司が谷地域らしい景観を保全します。
- 鬼子母神堂や鬼子母神大門ケヤキ並木道の周辺にふさわしい景観を形成するため、色彩の色数を抑え、掲出位置や大きさに配慮します。
- 色彩等のデザインは江戸の趣が感じられる、茶系、鼠色系、青系の落ち着いた色や素材を推奨します。

(1) 表示等を制限する範囲（規制範囲）

- 雑司が谷3丁目を規制範囲とします。

(2) 規制範囲内で表示できる屋外広告物

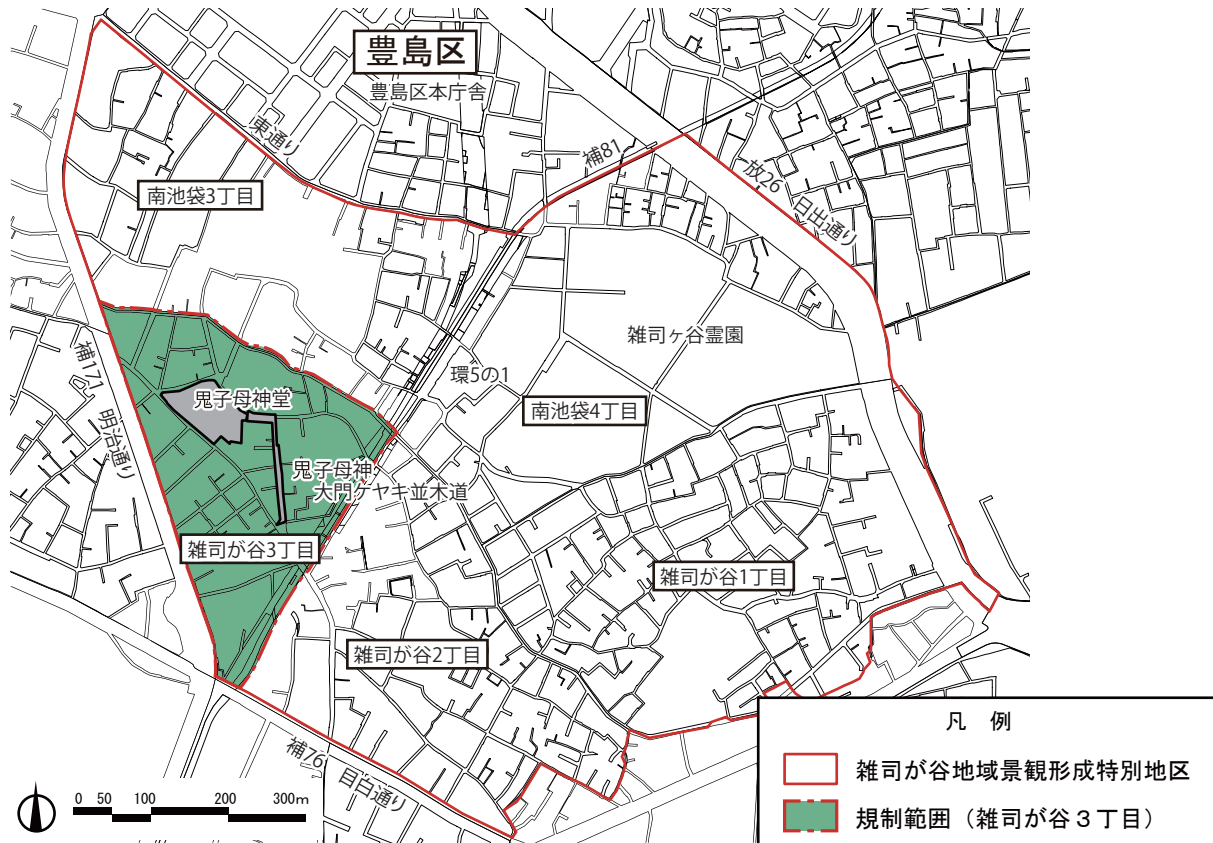
- 自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）に限り、下記の図表の基準によって表現できるものとします。

図表 7-6 表示等の制限事項（雑司が谷地域景観形成特別地区：雑司が谷3丁目）

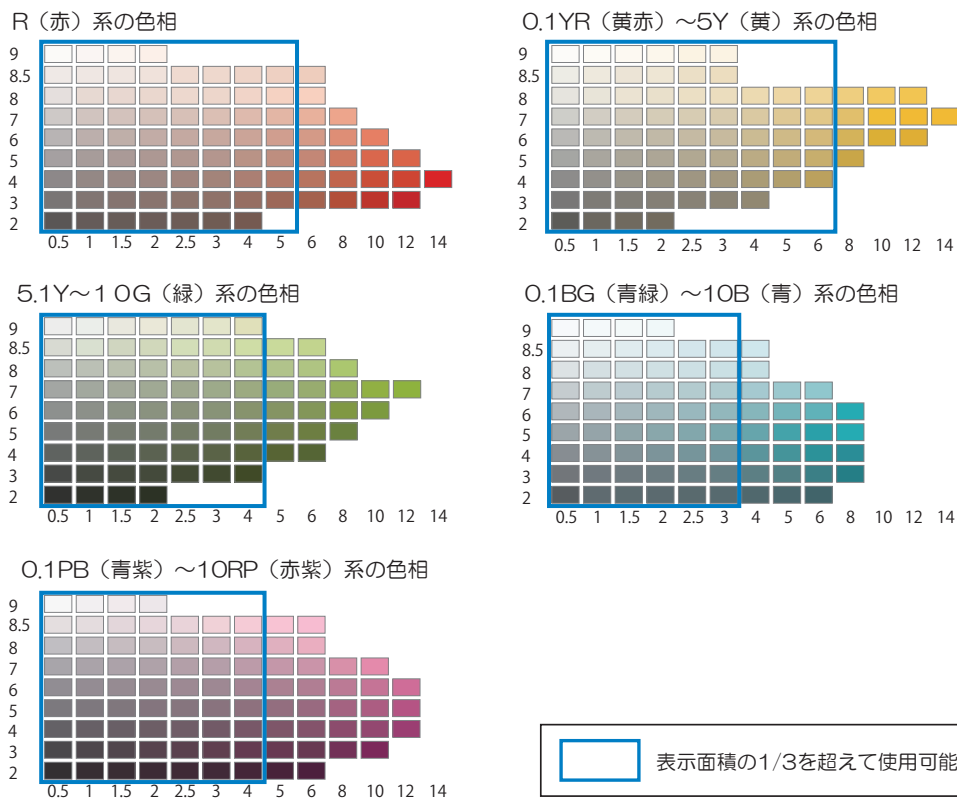
区分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	○建物の屋上に、広告物を表示し、または設置できません。												
建物壁面等の広告物	○光源に赤色又は黄色を使用できません。※1 ○光源は点滅できません。 ○建物の壁面を利用する自家用広告物の色彩は、鬼子母神堂周辺及び鬼子母神大門ケヤキ並木道沿道の街並みと調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中でその表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度を次のとおり定めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th><色相></th><th><彩度></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td><td>→5以下</td></tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td><td>→6以下</td></tr> <tr> <td>5.1Y～10G</td><td>→4以下</td></tr> <tr> <td>0.1BG～10B</td><td>→3以下</td></tr> <tr> <td>0.1PB～10RP</td><td>→4以下</td></tr> </tbody> </table>	<色相>	<彩度>	0.1R～10R	→5以下	0.1YR～5Y	→6以下	5.1Y～10G	→4以下	0.1BG～10B	→3以下	0.1PB～10RP	→4以下
<色相>	<彩度>												
0.1R～10R	→5以下												
0.1YR～5Y	→6以下												
5.1Y～10G	→4以下												
0.1BG～10B	→3以下												
0.1PB～10RP	→4以下												
表示等の制限の例外	○東京都屋外広告物条例による許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しません。 ○建物の背後にある広告物など、鬼子母神堂境内及び鬼子母神大門ケヤキ並木道から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示ができます。												

※1 赤色又は黄色とは、JIS（JIS Z 9101）に定める安全色（事故防止や緊急避難などを目的として安全標識に使用）の赤又は黄とします。

図表 7-7 区域図（雑司が谷地域景観形成特別地区：雑司が谷3丁目）



図表 7-8 使用可能範囲の色彩イメージ（雑司が谷地域景観形成特別地区：雑司が谷3丁目）



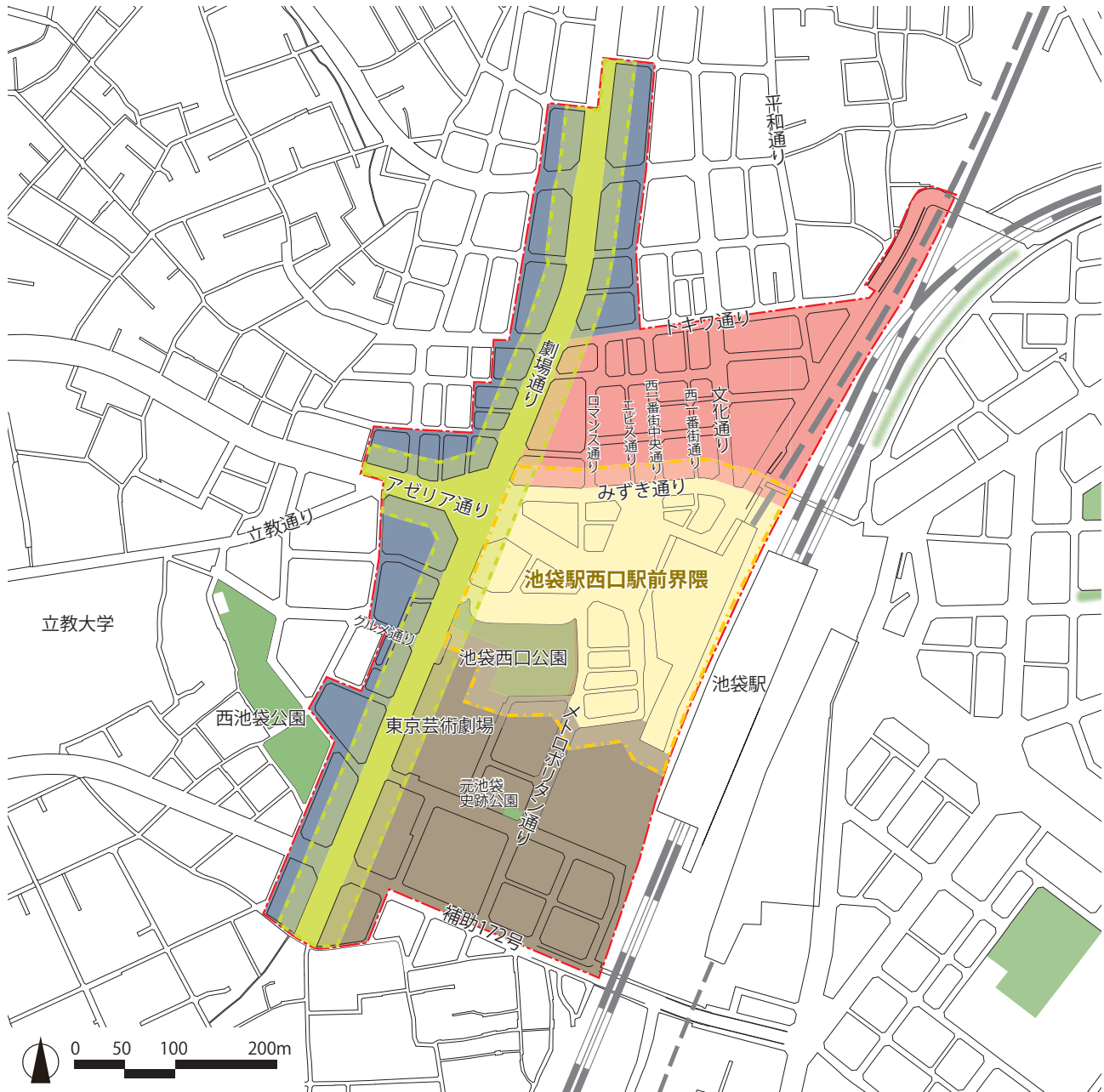
4 池袋駅西口周辺景観形成特別地区

- 屋外広告物を設置する場合は、沿道の風紀や美観を損なわないものとします。
- 建築物の壁面を利用する屋外の広告板は集約化の工夫を図ります。
- 屋外広告物に類似した窓面の内側からの掲出についても、建築物全体の色彩・意匠及び周囲の街並みとの調和に配慮します。
- 以上の他、地区内の各エリア・ゾーンの特性に応じて下記の図表で掲げる事項に配慮します。

図表 7-5 表示等の配慮事項（池袋駅西口周辺景観形成特別地区）

池袋駅西口周辺			沿道エリア	拠点ゾーン	
北口繁華街エリア	公共施設等集積エリア	商業住宅共存エリア	劇場通り・アゼリア通り	池袋駅西口駅前界限	
				池袋駅西口再開発検討区域	再開発検討区域周辺
○建築物の屋上部分や高層部に屋外広告物を設置する場合は、周辺からの眺望を想定し、色彩・意匠及び表示位置に配慮する。 ○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。 ○デジタルサイネージ等の輝度の高い屋外広告物を設置する場合は、建築物新築時に計画した低層部への設置を基本とし、交差点での表示や屋上への設置は控える。また、継続的に質の高いコンテンツの維持管理が可能な計画とする。 ○デジタルサイネージ等の輝度の高い屋外広告物を設置する際は、夜間に輝度を落とすなど、周辺の照度に対して極端に明るくならないよう、適切に設計・管理する。 ○照明を用いる場合は、不快なまぶしさを生じさせないように明るさや方向に配慮し、点滅や動きのある表現を控える。					
○店舗看板等の掲出位置や大きさを揃えるなど、広告物を活用してにぎわいの連続性を創出する。 ○一方で、過度に存在感を主張する表示とならないよう、親しみやすい規模や適切な色数、情報量等に配慮し、にぎわいの中にも秩序が感じられるよう計画する。	○屋外広告は、過度に存在感を主張する規模とならないよう配慮するとともに、街並みの連続性や建築物との調和に配慮した色彩・意匠とする。	○屋外広告は、低層部に集約するとともに、建築物の形態に応じた表示とする。	○屋外広告は、過度に存在感を主張する規模とならないよう配慮するとともに、低層部に集約し、中高層部は品格ある街並みの表情となるよう配慮する。 ○突出広告を設置する場合は、長大な形状や反復表示を避け、集約化を図る。	○屋外広告は、新たな文化とにぎわいの舞台として質の高い意匠となるよう工夫する。 ○屋外広告は、低層部に集約するとともに、建築物の形態に応じた表示とする。 ○池袋西口公園からの見え方に配慮し、劇場空間の演出に影響する中高層部や屋上部分での広告塔・広告板、突出広告の掲出を控える。	
	○住居系の建築物と隣接する場合は、発光する広告物を避け、照明を用いる場合は電球色～白色系（色温度 5,000K 以下）の光色とするとともに、明るさや方向、点灯時間に配慮する。				

図表 7-6 池袋駅西口周辺景観形成特別地区区域図



凡例	
	池袋駅西口周辺景観形成特別地区
	北口繁華街エリア
	公共施設等集積エリア
	商業住宅共存エリア
沿道 エリア	 劇場通り・アゼリア通り
拠点 ゾーン	池袋駅西口駅前界限
	 池袋駅西口再開発検討区域 再開発検討区域周辺

